

備考欄 エラーコード「保留」について

毎月、多くの事業所よりお問い合わせ頂いている「保留」について、事例を用いてご説明いたします。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
470000	1111111112	請	R2.2	15		10.043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
□□市	カゴ ジョウ								

内容 …… 支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要

原因 …… サービス事業所から請求明細書の提出はしているが、支援事業所からの給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合にこのエラーとなります。

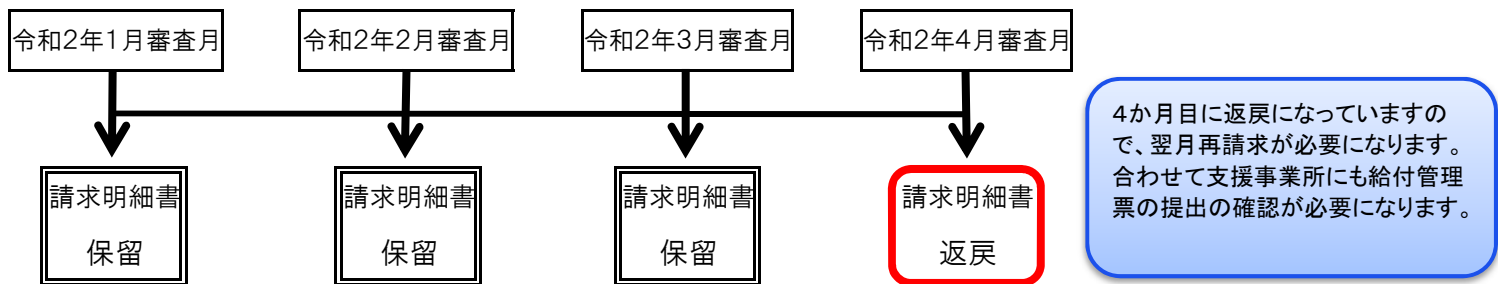
保留

沖縄県連合会では、4ヶ月間であれば請求情報を保留にしております。この保留期間中に該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

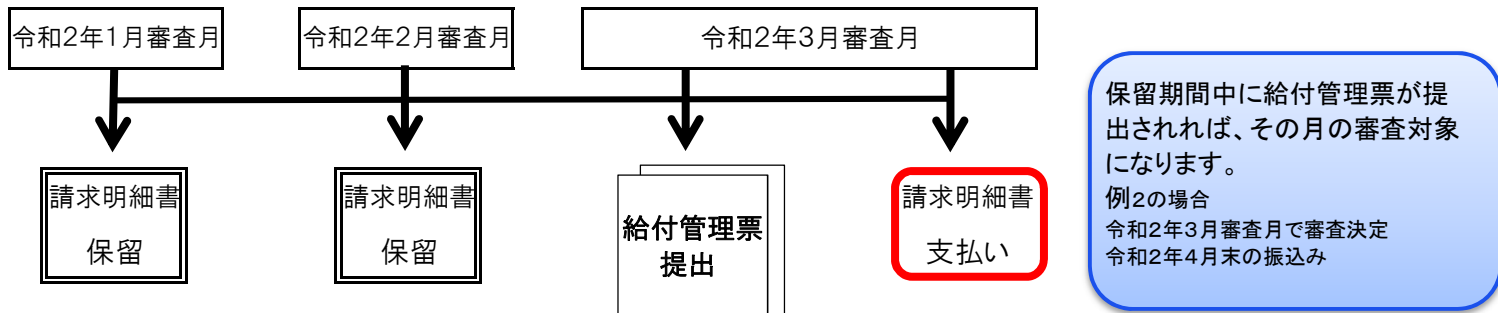
返戻

4か月目の審査月に入っても給付管理票の提出がされなければ請求明細書は返戻となります。この場合返戻保留一覧表の備考欄には「返戻」と表示されます。

【例1】 (令和1年12月サービス月)令和2年1月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合



【例2】 令和2年1月審査分で「保留」となり、令和2年3月審査時に給付管理票が提出された場合



対応

◇ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所

- ◎ 給付管理票の提出漏れがないか、もしくは提出した給付管理票が返戻(月末に連合会から届く返戻保留一覧表)に載っていないかを確認し再度、給付管理票を「新規」で提出する。

◇ サービス事業所

- ◎ 「保留」になっている請求明細書に誤りがなければ、再請求の必要はありません。
「返戻」になっているのであれば、再請求の必要がありますので、翌月に連合会に提出をお願いします。